

最終準備書面勉強会 原告団所感

最終準備書面勉強会に際し、一言、原告団の所感を申し上げます。

「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」をスローガンに、四国電力伊方原発の運転差し止めを求めて、広島地裁に提訴したのが、2016年3月11日。早いものでもうすぐ丸9年になります。

私たちが差し止めを求める動機は、伊方原発が環境に放射能をまき散らすような破局的事故を起こすと危険だから、というより、その先の、伊方原発からの放射能に被曝することだけは避けねばならぬ、これは広島原爆の再来だ、これは自らの「いのち」と「健康」を護る戦いだ、という思いが強かったように思います。

当時この話をしますと、「被曝を拒否するというのは理解できない」、「キミ、原爆と原発は違うものだ、考えすぎだよ」などといった反応が返ってきたのを思い出します。この反応は広島原爆に関する知見が浅いことに由来します。

広島原爆の被害の源泉は、核爆発時の熱線、爆風、ガンマ線や中性子線の一次放射線による重篤な外部被曝、さらに原爆がまき散らした「死の灰」など放射性物質による内部被曝の4つでした。4つの被害の源泉のうち、もっとも長期に、しかも重篤に人々を苦しめてきたのは実は4つめの「内部被曝被害」でした。

戦後、竹屋小学校、熾町小学校、基町小学校などといった広島市中心部の小学校に通った人間にとって、「隣のおじちゃん、どうしたん?」「む、ピカドンにおうとるけえの」などといった会話は普通でした。四十、五十で様々な病気を発症し、若くして命を落としていった人々を身近に見聞きして育ってきたのです。「内部被曝被害」などといった言葉を使わなくても、それが放射能による内部被曝の影響であることを身をもって知りながら育ってきました。

戦後、広島行政が、広島原爆の影響を、熱線、爆風、それらによる複合災害、一次放射線による影響にばかり重点を置き、内部被曝被害による影響をほぼ無視してきたことも、広島原爆の影響に関する浅い知見の普及に一役買って来たのかもしれない。

しかしながら、しかしながら、広島原爆の放射能による内部被曝被害と、私たちが恐れる伊方原発からの放射能による内部被曝被害は、その本質において、寸分変わりません。全く同じものです。この点、原発と原爆は全く同じものです。また、従って「被曝を拒否する戦い」とは、当面伊方原発の運転を差し止める戦いに他なりません。

提訴当時、私たちの懸念は強い疑いではありました。そして9年間の裁判を通じてこれは揺るぎのない確信へと変化しております。この変化をもたらした大きな要因が、これから私たちが学ぶ、弁護団による主張であり、それを集大成した最終準備書面であることは疑いようがありません。本日、最終準備書面を皆さんとともに学び、確信をゆるぎないものとし、来る3月5日の広島地裁判決日を迎えたいと存じます。

ご清聴ありがとうございました。

2025年2月22日
伊方原発広島裁判原告団